

神奈川、昭 49 不 5、昭 49. 6. 28

命 令 書

申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方本部

被申立人 油研工業株式会社

主 文

本件申立を却下する。

理 由

第 1 認定した事実

- 1 申立人（以下「組合」という。）は、総評全国一般労働組合の神奈川県における組織で、個人加盟を原則とし中小企業の労働者を中心に組織された単一組織であり、7 地域支部、80 分会、組合員約 2,200 人によって構成された労働組合である。
- 2 被申立人（以下「会社」という。）は、肩書地に本社および本社工場、神奈川県下に茅ヶ崎工場、相模原工場、茨城県下に袋田工場を設け、油圧機器の製造販売を業とする、資本金 12 億円、従業員約 1,000 人の企業である。
- 3 A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>（以下「A<sub>1</sub>ら 3 名」という。）は、いずれも組合の組合員であり、油研工業分会に所属している。A<sub>1</sub>ら 3 名は、有限会社東神設計所から会社に派遣されて製図業務に携っていた者である。
- 4 昭和 41 年 2 月 8 日会社は、A<sub>1</sub>ら 3 名に対し会社不況を理由に仕事を打切る旨の通告をなし、同人らはこれを拒否し、会社と同人らは 3 回にわたり話し合いをしたが、会社との話し合いはつかなかった。組合はこの問題で同年 2 月 11 日会社に団体交渉を申入れた

が、会社はこれに応じなかった。

- 5 組合は昭和 41 年 6 月 3 日当委員会に不当労働行為救済申立を行なうとともに、前後して A<sub>1</sub>ら 3 名は横浜地方裁判所に雇用関係存在確認の訴を提起した。
- 6 当委員会は、昭和 42 年 5 月 20 日、会社が A<sub>1</sub>ら 3 名に対し仕事を打切ったことは東神設計との請負契約を解除した結果に基づくもので解雇を論ずる余地がなく、会社は上記解除につき組合に対し団体交渉義務を負わないとして申立を棄却した。
- 7 組合および A<sub>1</sub>ら 3 名は昭和 42 年 7 月 15 日横浜地方裁判所に行政訴訟を提起、会社もこれに参加して応訴したが、同裁判所は、昭和 47 年 10 月 24 日会社と A<sub>1</sub>ら 3 名との間に労働関係を認めて当委員会の命令を取消す判決を下した。同年 10 月 25 日組合は、上記判決に基づき会社に団体交渉を申入れたが、会社はこれに応じなかった。
- 8 昭和 47 年 11 月 1 日会社は東京高等裁判所に控訴し、昭和 49 年 5 月 29 日同高等裁判所は一審判決を支持して控訴を棄却し、6 月 3 日会社は最高裁判所に上告した。
- 9 昭和 49 年 2 月 22 日横浜地方裁判所は、A<sub>1</sub>ら 3 名の雇用関係存在確認の訴に対し不当労働行為につき解雇は無効である旨の判決を下したが、翌日会社は東京高等裁判所に控訴した。

2 月 25 日組合は、A<sub>1</sub>ら 3 名の未払賃金の支給、差額賃金の支給、職場復帰について会社に団体交渉を申入れたが、2 月 26 日会社は、A<sub>1</sub>ら 3 名に対し会社は使用者ではなく、団体交渉の余地はないとの考は一貫して持っており、これと異なる判決には上級審で争っていくとして、団体交渉を拒否した。

## 第 2 判断および法律上の根拠

会社が組合に対し団体交渉義務を負わないことは、昭和 42 年 5 月 12 日、神労委昭和 41 年（不）第 8 号油研工業事件で、当委員会がすでに判断を示しているところである。8 年余の年月は経過したにせよ、同一の交渉事項についての同一理由による団体交渉拒否については、雇用関係存在確認の民事訴訟は東京高等裁判所に係属中であり、当委員会のさきの判断の当否も最高裁判所で争われていていずれも最終的判断が示されていない現段階においては、これについて救済を求められても当委員会としてはそれにこたえ

ることは不可能と言わざるを得ず、本件申立は却下をまぬがれない。

よって労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 34 条第 1 項第 5 号の規定により主文のとおり決定する。

昭和 49 年 6 月 28 日

神奈川県地方労働委員会

会長 福 田 四 郎